

平成30年度2号・3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

| 階層区分 | | 2号認定利用者負担（3歳以上） | | 3号認定利用者負担（3歳未満） | |
|------|---------------------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | 保育標準時間 （11時間） | 保育短時間 （8時間） | 保育標準時間 （11時間） | 保育短時間 （8時間） |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| B | A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 2,000円 (0) | 1,900円 (0) | 3,000円 (0) | 2,900円 (0) |
| C1 | 均等割の額のみ | 6,400円 (3,200) | 6,300円 (3,100) | 9,300円 (4,600) | 9,100円 (4,500) |
| C2 | 10,000円未満 | 8,500円 (4,200) | 8,400円 (4,200) | 11,400円 (5,700) | 11,200円 (5,600) |
| C3 | 10,000円以上 48,600円未満 | 10,000円 (5,000) | 9,800円 (4,900) | 13,000円 (6,500) | 12,800円 (6,400) |
| C4 | 48,600円以上 57,300円未満 | 11,500円 (5,700) | 11,300円 (5,600) | 16,000円 (8,000) | 15,700円 (7,800) |
| C5 | 57,300円以上 67,500円未満 | 14,000円 (7,000) | 13,800円 (6,900) | 18,500円 (9,200) | 18,200円 (9,100) |
| C6 | 67,500円以上 77,700円未満 | 16,000円 (8,000) | 15,700円 (7,800) | 21,500円 (10,700) | 21,100円 (10,500) |
| C7 | 77,700円以上 87,900円未満 | 19,000円 (9,500) | 18,700円 (9,300) | 25,500円 (12,700) | 25,100円 (12,500) |
| C8 | 87,900円以上 97,000円未満 | 22,000円 (11,000) | 21,600円 (10,800) | 29,500円 (14,700) | 29,000円 (14,500) |
| C9 | A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯 | 97,000円以上 123,300円未満 | 24,000円 (12,000) | 23,600円 (11,800) | 32,500円 (16,200) |
| C10 | 123,300円以上 148,500円未満 | 25,000円 (12,500) | 24,600円 (12,300) | 36,000円 (18,000) | 35,400円 (17,700) |
| C11 | 148,500円以上 169,000円未満 | 26,500円 (13,200) | 26,000円 (13,000) | 40,000円 (20,000) | 39,300円 (19,600) |
| C12 | 169,000円以上 224,400円未満 | 27,500円 (13,700) | 27,000円 (13,500) | 44,000円 (22,000) | 43,300円 (21,600) |
| C13 | 224,400円以上 266,200円未満 | 28,500円 (14,200) | 28,000円 (14,000) | 48,000円 (24,000) | 47,200円 (23,600) |
| C14 | 266,200円以上 301,000円未満 | 29,000円 (14,500) | 28,500円 (14,200) | 52,000円 (26,000) | 51,100円 (25,500) |
| C15 | 301,000円以上 349,000円未満 | 30,000円 (15,000) | 29,500円 (14,700) | 56,000円 (28,000) | 55,000円 (27,500) |
| C16 | 349,000円以上 397,000円未満 | 31,000円 (15,500) | 30,500円 (15,200) | 60,000円 (30,000) | 59,000円 (29,500) |
| C17 | 397,000円以上 | 32,000円 (16,000) | 31,500円 (15,700) | 64,000円 (32,000) | 62,900円 (31,400) |

【B階層】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目以降は0円

【C1～C5階層（所得割が57,700円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

【C5～C17階層（所得割が57,700円以上の世帯）】
同一世帯に、「対象施設（ ）」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

- 【対象施設】
- ・認可保育所
 - ・幼稚園
 - ・認定こども園
 - ・地域型保育事業
 - ・特別支援学校幼稚部
 - ・情緒障害児短期治療施設通所部
 - ・児童発達支援
 - ・医療型児童発達支援

年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

平成30年度2号・3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

| 階層区分 | | 2号認定利用者負担（3歳以上） | | 3号認定利用者負担（3歳未満） | |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|------------------|----------------|
| | | 保育標準時間 （11時間） | 保育短時間 （8時間） | 保育標準時間 （11時間） | 保育短時間 （8時間） |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| B | A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| C1 | 均等割の額のみ | 3,200円 | 3,100円 | 4,600円 | 4,500円 |
| C2 | A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯 | 10,000円未満 | 4,200円 | 4,200円 | 5,700円 |
| C3 | | 10,000円以上 48,600円未満 | 5,000円 | 4,900円 | 6,500円 |
| C4 | | 48,600円以上 57,300円未満 | 5,700円 | 5,600円 | 8,000円 |
| C5 | | 57,300円以上 67,500円未満 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| C6 | | 67,500円以上 77,101円未満まで | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| C6~ C17 | | 77,101円以上 | ひとり親等以外の世帯のC6~C17階層と同様に算定 | | |

【C1～C6階層（所得割が77,101円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目以降は0円

年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しては、寡婦（夫）控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、事前にお問い合わせください。

<ひとり親等世帯とは次の世帯です。>
 ・ひとり親世帯（寡婦（夫）控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。）
 ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定に当たり手帳等の写しの提出が必要となります。）
 身体障害者手帳の交付を受けた者
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 療育手帳の交付を受けた者
 特別児童扶養手当の支給対象児童
 国民年金の障害基礎年金等の受給者